

議案第 50 号

長与町水道給水条例及び長与町公共下水道条例の一部を改正する  
条例

上記議案を提出します。

令和 7 年 9 月 2 日

長与町長 吉田 慎一

提案理由

令和 6 年能登半島地震を受け、災害その他非常の場合において、町長が認めるときは、他の市町村長の指定を受けた者等が給水装置及び排水設備に関する工事を行うことができるよう、所要の改正を行うもの。

長与町水道給水条例及び長与町公共下水道条例の一部を改正する条例  
(長与町水道給水条例の一部改正)

第1条 長与町水道給水条例（平成9年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者に給水装置工事を施行させる必要があると認めるときは、この限りでない。

第6条第2項中「指定給水装置工事事業者」の次に「及び同項ただし書の規定により給水装置工事を施行させる必要があると認める者（以下「指定給水装置工事事業者等」という。）」を加える。

第7条第2項中「指定給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事業者等」に改める。

第33条第1号「第6条第1項」を「第6条第1項本文」に改める。

第36条第2項中「指定給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事業者等」に改める。

(長与町公共下水道条例の一部改正)

第2条 長与町公共下水道条例（昭和52年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第7条中「指定した者」の次に「（以下「指定排水設備工事店」という。）」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定の適用を受けて置かれた下水道事業の管理者を含む。）が指定をした者に排水設備等の工事を施行させる必要があると認めるときは、この限りでない。

第7条の2の見出し中「排水設備工事店」を「指定排水設備工事店」に改め、同条第1項中「前条」を「前条本文」に改め、同条第2項中「排水設備工事店」を「指定排水設備工事店」に改める。

第17条第2項第4号中「（昭和27年法律第292号）」を削る。

第19条中「長与町排水設備等工事指定業者等」を「指定排水設備工事店（第7条ただし書の規定により排水設備等の工事を施行させる必要があると認める者を含む。）」に、「施工させる」を「施行させる」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。